| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容  ※小文字記載は意見・指摘事項の概要 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第２款　大阪府各部局による虐待防止施策について | | | |
| 第４．公安委員会（府民生活の安全と虐待対応） | | | |
| ３．児童虐待対応強化のための視聴覚教材による研修  【公安委員会】 | 大阪府警は、視覚教材として作成されたＤＶＤの利用状況について、一定の期限を切って配布先に報告を求め、その利用状況や改善点等について調査し、今後の利用、修正の必要性等について検証されたい。（意見番号11）  視覚教材については作成した後、その利用状況、効果、改善点、今後リニューアルするのか、増刷するのか、利用しないのかといった点についての十分な調査、報告、検証がなされておらず、228万円もの費用をかけた効果が明確になっていない。内容自体はコンパクトにまとめられており、署員向けの研修教材としては一定の評価ができるが、今後の使用予定はどのようになっているのか、今後更にどのように活用するのか、今後の内容改定、増刷の必要性等について検証することを検討されたい。 | 警察署には教材を活用した教養を実施した場合、その都度教養の実施結果について報告を求めている。  これまでの報告では、法律の定義、事例紹介等実務に直結した内容で理解しやすいとの報告を受けている。  また、これを閲覧した他府県警察の警察官からも内容がジャンル別に構成され非常に理解しやすいと好評を得ている。  法律の改正もなされておらず、内容を変更する必要性も認められないことから、現行どおり署員に対する視聴覚教材として活用する予定である。 | 措置 |
| ４．児童虐待対応携帯用冊子（児童虐待事案対応のポイント）の作成について  【公安委員会】 | 大阪府警は、２万冊作成した児童虐待対応携帯用冊子の内の余剰部数(本部で保管する余剰分1000冊及び府下全警察署に配布された内の余剰分7800冊)については地域課や生活安全課以外の署員にも配布することを検討されたい。  携帯用小冊子として作成されているが、その後どのような利用がされているか、その効果は、さらには、今後どのような改善が必要か、増刷、リニューアルの必要性等について調査検証し、必要に応じて改訂することを検討されたい。（意見番号12）  各警察署に配布された内の余剰部数については、新規採用者を中心に配布予定とされているが、今後の新規採用予定人数から想定して、全て配布し終わるには後８年程度を要することと想定される。しかし、それでは掲載された情報等が陳腐化するおそれもあり、作成部数が無駄になる可能性がある。掲載されている児童虐待に関する情報についても、死亡事例検証などを踏まえて、適宜見直しリニューアルすることが望ましい。  平成24年４月12日付の警察庁生活安全局長らからの各道府県警察本部長等宛の「児童虐待への対応における取組の強化について」と題する通達においても、地域課や生活安全課職員に限定せずに、全警察職員が児童の身体所見、生活環境、保護者や児童の様子等から児童虐待の可能性を敏感に察知できるように求めている。  これらの理由から、既に作成された部数については本部保管、署内保管で終わらせず、できる限り早期に活用する方法を検討されたい。  また、予算額（印刷費用）は少額であるが、内容の作成作業等の時間を考えれば、相当の費用をかけて小冊子を作成したこととなる。一定の経費をかけて事業を行なった以上、その結果についてはその都度検証を行い、今後どのような対応をすることが望ましいかについて検証をなすべきである。小冊子自体の内容は簡易にして要を得た内容であり、その活用を今後も続けることが期待されるが、現場において真に役立つ冊子であるのかどうか、使い勝手はどうなのか、破損や紛失に対する対応、新たな情報提供（少なくとも後に述べる児童虐待情報管理システムは既に統合されてなくなっている）等の改定の必要性についても随時検証し、必要に応じて改定することが求められる。 | 各警察署において、地域課員及び生活安全課員に配布後、未配布の署員、卒配警察官にも配布している。  今後も警察署において、余剰分を卒配警察官や所持する小冊子が破損、紛失した者に配布する。  勤務時に小冊子を携帯し、現場臨場した際に閲覧したり、また集合教養等の機会に本部員や専務員から教養を受ける際に利用している。  配布された小冊子は、携帯用サイズで児童虐待事案対応の初動措置等がコンパクトにまとめられていることから現場等での利用価値が高いと警察署から評価を受けている。  初版配布後、記載事項に若干変更部分が生じているが、現行版を廃止し改訂版を製作する必要性も無いことから、変更部分については速やかに電話連絡や執務資料を発出したほか、少年担当係長講習等の機会にも変更部分の説明を行った。引き続き、通知文書を発出し、変更内容の周知を徹底していく。  今後、法律改正等により記載内容に利用価値がないと認められる場合は改訂版の製作について検討したい。 | 措置 |
| 第３款　大阪府における虐待対応機能の強化・他機関との連携について | | | |
| 第３．子ども家庭センターへの警察官ＯＢの配置について | | | |
| 【福祉部】  【公安委員会】 | 大阪府は、子ども家庭センターでの警察官ＯＢの採用について、子ども家庭センターにおいて求められる警察官ＯＢの経歴や資質、どのような勤務条件、勤務内容が望ましいのかといったことについて精査すると共に、他方で、大阪府警においても供給側として、子ども家庭センターに勤務するにふさわしい警察官ＯＢが採用されるように、求められる経歴や資質、更には子ども家庭センターで勤務を希望する警察官ＯＢの確保に向けて、ＯＢが希望する勤務条件等について精査し、両者で警察官ＯＢの採用について協議し、相互の理解を深め、ＯＢの配置をより進められたい。（意見番号13）  児童虐待事案が増加する中、繰り返し、関係機関相互の連携が求められている。子ども家庭センターと大阪府警との間でも同様の対応が求められている。親が子どもを虐待している事案、親が子どもとの面会や引渡しを拒否している事案、さらには夜間訪問等にあっては、子ども家庭センターの職員だけでの対応が難しい事案もみられ、大阪府警との連携体制を整えることは不可欠である。もっとも、子どもの保護等の確認のために警察官が制服で現場に赴くことは近隣との関係等から必ずしも望ましいとは限らない事案も存している。特に虐待の疑いがあるが虐待行為の認定が難しいような事案にあっては注意が求められる。このような場合、現場対応について十分な経験を経ている警察官ＯＢが私服で子ども家庭センターの職員と帯同し現場に赴くことは、両者の良い点を共に活用することができることとして、より効果的な対応ができるのではないかと考えられる。夜間訪問等に際しても、子ども家庭センターの職員に女性が多いこともあって、警察官ＯＢの活用は今後も望まれる。  平成24年４月12日付の警察庁生活安全局長らからの各道府県警察本部長等宛の「児童虐待への対応における取組の強化について」と題する通達においても、関係機関との緊密な連携を保つことを求めている。中でも児童虐待対策の中核である児童相談所(子ども家庭センター)との連携強化を求めているところであるが、児童相談所の相談対応の増加や警察からの通告増加に伴い情報交換が円滑になされるか懸念されており、一層の情報交換･情報共有等、緊密な連携強化を求めている。その手段のひとつとして、児童相談所への警察官ＯＢの配置等人事交流は警察実務の経験が生かされると共に、児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との相互理解や円滑な連携を促進するための有効な方策の一つとされている。  ただ、現状は各子ども家庭センターに非常勤としての警察ＯＢが各１名採用されているだけであり、その経歴も生活安全課少年係の経験者は特に認められないとされ、さらに警察官ＯＢの採用に際しては、競合する他の再就職先が多い中で、子ども家庭センターはあくまで就職をお願いする立場であり、特に子ども家庭センターと大阪府警との間で採用に向けた協議はなされていないとされている。  しかし、児童虐待対応の一施策として警察官ＯＢの採用があげられ、一定の効果があると考えて予算化している以上は、警察官ＯＢの経験を一層活用し、大阪府警と子ども家庭センターとの連携を一層図るために、警察官ＯＢの採用条件・勤務内容は今のままでいいのか、どのような警察官ＯＢの採用が望ましいのか等について、子ども家庭センター、大阪府警において精査すると共に、両者で協議の上、より相応しい警察官ＯＢの採用について検討されたい。 | 大阪府から提出を受けた求人票に基づき、希望する退職予定者が大阪府の担当課に出向き、面接を受け、採用されていると承知している。 | 措置 |
| 第４款　児童虐待に関する情報の活用 | | | |
| 第５．児童虐待に関連する情報システムの連携について | | | |
| ４．意見  【福祉部】  【公安委員会】 | 大阪府と大阪府警は、それぞれ多額の費用をかけて構築している児童相談ITナビと府民生活安全支援総合システムについて、システム上、共有が望ましい情報の有無や、システム上での情報共有が可能かどうか等について両者で検討すること、更には児童虐待対応についての関連情報を関係諸機関で広く活用する可能性についても検討されたい。また、集積された情報については検索機能として利用するだけではなく、多様な情報を基に、分析に活用することも検討されたい。（意見番号23）  (1)　前述のとおり、大阪府警に対し児童虐待に係る通報がなされた場合には府民生活安全支援総合システムに当該情報が登録され、必要な場合には子ども家庭センター等へ通告がなされる。子ども家庭センターでは通告に基づき児童相談ＩＴナビシステムに情報を登録しているが、府民生活安全支援総合システムと児童相談ＩＴナビシステムに登録されている情報は重複している項目（例　児童の氏名）もあり、登録作業が重複している。第３款第２（148頁）で指摘しているとおり、子ども家庭センター虐待対応課職員の勤務負担の軽減を図る必要があることからすると、データ連携等によって登録作業の重複を解消することも必要であると考えられる。  (2)　児童虐待を防止または早期発見し、被害の拡大を防ぐためには関係機関内での情報提供、情報共有が繰り返し求められているところであり、過去の死亡事例検証においても同様の要請が繰り返しなされている（平成24年４月12日付警察庁生活安全局少年課長等による各都道府県警察本部長等宛て通達等）。  (3)　大阪府警が作成している前記児童虐待対応携帯用小冊子をみても、児童虐待事案対応のポイント、児童虐待対応の基本として以下の事項が指摘され、関係機関との連携が繰り返し求められている。  ・児童虐待事案（疑いを含む。）を認知した場合は、関係機関と連携しつつ児童の安全を警察官が直接確認する。  ・虐待行為が認められた場合（疑いを含む。）には、確実に児童相談所に対し書面で通告する。  ・児童虐待の端緒を得た場合は、児童の安全確保を最優先とし、事件化の可否を判断した上で必要な捜査を迅速かつ適切に行なう。  ・児童相談所をはじめとする関係機関と連携を強化し、それぞれが持つ情報を共有の上、専門知識や法的権限を踏まえた重層的な対応を図る。  ・上記基本を徹底し、児童の安全確認・安全確保を最優先とした対応をとること。  さらに、児童虐待事案対応チェック表のチェックリストには以下の項目が掲載されている。  ・児童相談所・市区町村の取扱の有無を確認したか  ・児童の通園通学先へ調査したか  ・過去に虐待歴、育児等に関する虐待が疑われるような事案対応歴、相談歴がある緊急に児童の保護（身体付通告等）を必要とする場合の具体例  ・通告歴・保護歴・児童福祉施設入所歴・虐待の相談歴などがある。  これらの情報を確認するには、警察でこれまで受けていた情報だけでなく、児童相談所（子ども家庭センター）等で受けた情報についても確認することが、児童保護のためにより有効であることは否定できない。  (4)　児童相談所（子ども家庭センター）としても、大阪府警がもっている情報を早い段階で知ることは、適切な虐待対応として必要性を認められるところである。児童虐待関連情報については大阪府警が把握している情報や、児童相談所（子ども家庭センター）等が把握している情報を相互に共有し利用することが望まれるところである。  (5)　児童相談所（子ども家庭センター）と大阪府警は、虐待情報について、情報共有が求められているにもかかわらず、それぞれ別の情報システムを製作し、別々に運用している。現状では、それぞれ、必要な情報については別途電話や書面で照会する態様を行なっており、それで足りているとの回答がなされている。  しかし他方で、児童相談所（子ども家庭センター）においては増え続ける虐待対応のため、職員にかかる負担は増え続けており、職員の業務の省力化・効率化が求められている。しかも、両者はそれぞれ情報システムを既に作成し、運用しているのであるから、両者の情報共有化が不可能であるとは評価できない。むしろ、本来共有化すべき情報を別々に管理運用しているとすれば、費用の無駄が生じているといわざるを得ない。  電話や文書での照会による職員の事務負担の軽減を図り、職員の労働負担を下げる点についての検討が不可欠と考えられる。したがって、現在電話や文書で照会している情報はどのようなものがあるのか、両者での情報共有が望まれる情報とは何か、システム上、どのような対応をとれば共有化が図れるのか等々について検討の上、両者が管理している虐待情報についての共有化を検討されたい。  (6)　この点、大阪府警の情報を他と共有することは、セキュリティ対策や、前科情報等個人情報として他に開示できない情報が多く含まれるのではといった点から難しいのではないかとの回答もなされていた。  しかしながら、府民生活安全支援総合システムは大阪府警の保有する前科情報等とは全く別個のシステムとして組まれていること、ネットワークにつながない方法での情報共有の方法等セキュリティ対策は別途の検討の余地があるはずであること、関係機関の職員も守秘義務を課せられていること、有効な情報分析を行って傾向と対策を検討するにはできるだけ多くの情報に接することが必要であること、児童虐待情報について大阪府内で大阪府警と子ども家庭センターがそれぞれ多額の費用をかけて別々のシステムを組むことは効率的とは評価できないこと、それぞれのシステム構築費・維持費を考えれば低額とはいえないこと、子ども家庭センター職員の労働負担の軽減化を図ること、そしてなによりも児童虐待を防ぐためには情報共有が求められること、といった事情からすれば、子ども家庭センターで運用している児童相談ＩＴナビシステムと大阪府警で運用している府民生活安全支援総合システムが保有する情報を電磁的に共有することについて前向きに検討されたい。 | 大阪府と府警はそれぞれ独立した情報システムを構築しているが、これらシステムは互いに創設の趣旨等その性格を異にしており、システム上の情報共有が困難であると考えている。  しかしながら、必要に応じた情報共有は従前から電話連絡などの手段により実施しており、これまで問題が生じた経緯もないことから、情報システム上の共有について特段の必要性はないと考えている。 | 措置 |